

藤元議員 質問に入る前に、質問通告書の下から4行目、任用職員となっておりますので、これを訂正お願いします。それでは、2点について質問させていただきます。最初に牟岐町漁業の再生を願う立場から磯焼け対策についてお伺いします。徳島県農林水産統計、年報によりますと、県下での漁獲量は減る一方であります。同じく、漁業就業者についても減少傾向が止まっています。本町漁協関係者にいただいた資料によれば、本町におきましても漁獲量は1975年(昭和50年)頃をピークに減少傾向でありますし、それに比例して水揚金額も減少しています。ピーク時に比べると漁獲量では7分の1、水揚げ額も5分の1ほどに落ち込んでしまっています。その原因の一つとして広く広がる磯焼けが考えられます。もちろんこの磯焼けというのは、本町沿岸だけではなく全国各地で観られる現象であります。地上では、太陽エネルギーと二酸化炭素で光合成を行い、土壌から養分を吸収し草木が生育しています。同じく海水中においても、ほぼ同じ仕組みで岩礁に海藻が育つというのが当たり前の状態であったわけですが、今そうでない状況が広がっているわけであります。藻場は、トコブシやアワビなどの貝のえさ場、魚類の産卵場所として、また、稚魚の隠れ場などとして、海の生き物にとっては大切な役割を果たす場所であります。しかし、近年これがなくなりつつあるということですから、漁業に与える影響は大きいということになります。その磯焼けの原因の1つとして、一般的には、海水温度の上昇、海水の汚濁、海水中の窒素やリン酸などの栄養塩の不足、ウニやアイゴなどの食害生物の増加などが言われています。ただそれは、場所により原因がハッキリしていることもありますが、さまざまなことが複雑に絡み合っていることが多く、その原因を特定するのは難しいようです。そして、その状況も日々変化しています。したがって、その対策も当然容易ではないということです。しかし、この問題を解決することなく、豊かな海を取り戻すことはできないし、牟岐町漁業の再生はないわけですので、粘り強い取り組みが必要であります。すでに本町におきましては、漁師の方々が「牟岐の藻場を守る会」を組織し、保全活動をしていますし、ウニの駆除、新たな藻場確保のため岩礁の投入などさまざまな対策を講じてまいりました。そして、今回の補正予算においても新たな取り組みが計画されているということです。そこで伺います。本町沿岸における磯焼けはどのような状況なのか、その認識について、まず最初にお伺いします。次に先程も述べましたように、本町としても、磯焼け対策については、さまざまな取り組みをされてきたと思いますが、その成果はどのようなのかお伺いします。次に河川から海に流れ出す水の貧栄養化がこの磯焼けの原因の一つになっているのではないかという声があります。海藻は、先程も述べましたように、地上の草木と同じように、太陽光を利用し、海水中のNPK(窒素・リン酸・カリウム)などの栄養塩を吸収し、成長します。したがって、海に流れ出す水に必要な養分が含まれていなければ

ば、海藻を含め海の生き物に良くない影響を与えることはありうることです。一般的には、河川から流れ出す水に含まれる栄養を吸収して繁殖した植物性プランクトンを動物性プランクトンが食べ、それを小魚が餌とし、さらに大きな魚がそれを食するという自然のリサイクルができています。このサイクルがうまく回っていけば問題がないわけですが、このサイクルに狂いが生じているのが現在の状況ではないでしょうか。高度経済成長期、瀬戸内海沿岸の工業の発展、人口の増加などで、工業廃水、家庭排水が原因となり赤潮が度々発生し、養殖魚や天然の魚介類が大量死したことがありました。その対策として1979（昭和54）年「瀬戸内海環境保全特別措置法」が制定され、工場や家庭排水が厳しく規制されました。その結果として、きれいな海を取り戻すことができたわけですが、その一方で海水中の栄養塩が少なくなりすぎ、さまざまな弊害も出てまいりました。プランクトンを食べるアサリの漁獲量が激減したのは、海水の貧栄養化が一因ではないと言われていて、海水中の窒素不足がワカメやノリの色落ち、品質低下につながっていることが明らかになっています。今述べたように、河川から流れ出す水は、海の生き物にとって大事な役割を果たしています。以前、水道課長から本町の水道水は上質だと伺ったことがあります。ただ、飲み水として上質なのは、人間にとっては良いことですが、海の生き物にとっては、それが良いとは限らないということです。ご存知だと思いますが、2013年（平成25年4月）より現在の名前に改称していますが、美波町に徳島県立農林水産総合技術支援センター、水産研究課があります。以前は、水産試験場と言っていましたが、ここが長年にわたり海水の調査・研究をされていて、海部郡沿岸におきましても時期によっては海水中の栄養塩濃度が極めて低い値になっていること、また、40年近いデータから長期的な高低を繰り返しながらも平均水温は徐々に上昇し、この40年間で1.0℃上昇していることを明らかにしています。さらに海水中の窒素やプランクトンの減少と関係があるようですが、海水の透明度は上昇傾向になってきているようです。このように長期間にわたるデータを蓄積し、その分析から磯焼け対策として有効な対策についてのヒントを私達に提供していただいています。磯焼けの原因となる海水温度が上昇していることがハッキリしていますので、単に磯焼け対策としてだけでなく、いろんな意味での地球温暖化対策は、小さな自治体といえども今後も取り組みを強化・継続する必要がありますし、磯焼け対策としてできることは全てやるべきだと考えます。とにかく、磯焼け対策を講じる場合、科学的根拠に基づく対策が大切です。牟岐町沿岸に流れ込む河川からの水の水質が、磯焼けにも少なからず影響を与えることは確かなことであり、実態を調査し、データを蓄積していくことは今後の対策を講じる上でも大変重要だと考えます。そこでお伺いします。長年、海水のさまざまな調査研究をしている水産研究課も海に流れ込む水の水質の大事さ

は十分認識しているものの、お話しを伺いましたけど、河川からの水の調査はしていないとのこと。この際、有効な対策を講じるためにも定期的な河川を流れる水の調査をし、データを蓄積し、有効な磯焼け対策を講じられるようにすべきだと思いますが、どのようにお考えなのかお伺いします。次に今の質問とも関連しますが、磯焼け対策として本町も含め、全国でさまざまな取り組みがされています。河川の水質改善のため、漁師の皆さんが中心になり広葉樹の植樹を続けているところもありますし、プランクトンが栄養を吸収するときに必要な鉄分が不足しているとし、製鉄するときの副産物である鉄鋼スラグと腐葉土を混ぜて海岸ぶちに埋め、藻場の再生に成功している例もあるようです。水質の調査と合わせ、このような研究もしてはと思いますが、どのようにお考えなのかお伺いし、次の質問に移ります。次に会計年度任用職員制度導入についてお伺いします。2017年6月議会において、臨時や非正規と呼ばれる臨時的任用職員の待遇改善について質問させていただいたことがありました。それは、全体の奉仕者の一員として働いているにもかかわらず、あまりにも待遇が悪すぎるのではないかとということで改善を求める内容でありました。その当時33名の方が臨時職員として働いており、そのうち20名が2年以上働いているとのことでした。おそらく現在においても同じような状況が続いていると思います。牟岐町職員定数条例では、106人となっていますが、9月1日現在の正職員の数は、75名となっており、仕事が複雑で多様化していると言われる中、職員にはかなりの負担をかけていると思われるし、今や臨時的任用職員と言われる職員なしには役場の仕事が成り立たないという状況になっています。しかし、その待遇はあまりにも劣悪な状況におかれているのではないのでしょうか。安い労働力、経費節減という観点だけでは役場の役割は果たせません。総務省が言うように、来年4月1日施行の法改正で、待遇が少しでも改善されれば良いと思っっているのですが、実際どうなるのか、まだ、未確定の部分が多いと思いますが、確認の意味を込めて質問させていただきます。最初に、改めてお聞きしますが、現時点における正規職員と非正規職員数は何名ですか。次に、現在、非正規職員で労働時間が週38時間45分未満の職員、以上の職員数は何名でしょうか。次に来年度、会計年度任用職員は何名を予定していますか。また、フルタイム・パートタイム任用職員数の内訳はどうなるのでしょうか。最後にフルタイム職員、パートタイム職員の期末手当、退職手当などの待遇の違いはどうなるのかお伺いして質問を終わります。

一山議長 枳富町長。

(杵富町長 登壇)

杵富町長 藤元議員のご質問にお答えします。磯焼け対策については、牟岐町沿岸部における、磯焼けに関する現状につきましては、徳島県農林水産総合技術支援センター水産研究課や海士でつくる「牟岐の藻場を守る会」の調査結果により、近年アワビの餌となるアラメやカジメの被度が大きく低下し、逆に天草などの割合が増加している状況は、漁業者の担い手不足とともに大きな地域課題であると認識しています。藻場のなくなる要因としては、ウニをはじめ温暖化によるブダイやアイゴ、キツなどの食害、または藻場の育成に必要な栄養成分の減少が示唆されており、河川からの水の貧栄養化を指摘することを聞かありますが、藻場の成長に必要な栄養塩の濃度調査を牟岐川や沿岸部では実施していませんので、裏付けとなる数値的な状況証拠がありません。また、仮に栄養塩濃度を計測したとしても過去に牟岐地区にどれだけの栄養塩があったか情報がない限り、藻場形成への対処は難しく、栄養塩濃度が藻場形成に影響を与えていることを証明するためには、実際に海藻が繁茂して群生している箇所と、そうでない箇所を定期的に計測する必要があります。議員ご指摘のとおり、科学的根拠に基づく対策を講じる必要はあると認識していますので、徳島県農林水産総合技術支援センターに牟岐川をはじめ沿岸部の定期的な調査の要望をしていきたいと考えています。また、これまでの取り組みとしましては、「牟岐の藻場を守る会」において、専門家の個別サポートのとおり海藻種苗の投入やウニの駆除を実施してきていますが、報告書によりますと成果として実感できるほど回復していないのが現状です。今後の対策としましては、「牟岐の藻場を守る会」により引き続き海藻種苗の投入やウニの駆除を実施していただくとともに、今年度から検討している食害の対象となる魚の駆除にも力を入れていただきたいと思います。また、新たな取り組みとして、牟岐町藻場育成モデル実証事業として本議会に予算計上させていただいていますが、アラメを増やすことを目的に陸上養殖の技術を生かして、古牟岐の種苗センターでアラメを培養し、育成され

た配偶体を古牟岐港への放流する事業を予定しています。次に海水中への鉄分の補給による取り組みについて成果が上がっている事例があるため研究してはどうかとの質問についてですが、これに関しましては、先月から同様の取り組みを目的として、漁業関係者を含めた新たな民間団体が活動を開始する説明をいただいています。民間団体の活動目的としては、磯焼けを解消して繁殖した海藻が炭酸ガスを吸収することにより、地球温暖化防止につなげることを目的としており、活動内容としては、海水中の鉄のイオン不足が磯焼けの原因であるとし、鉄分と栄養成分の両方を含む海藻繁殖材の投入のため、民間企業の助成金を活用して事業実施を検討していただいているところです。この緊急事態である磯焼けの解消に向けては、両漁協をはじめそれぞれ取り組みを実施している各種団体と協力して、町としてできる限りの支援をしていきたいと考えています。次に会計年度任用職員制度導入についてお答えします。地方公務員の臨時・非常勤職員について、現状において地方行政の重要な担い手となっていることから、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められており、総務省は地方自治法及び地方公務員法の一部を改正することとし、その改正内容としては、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員については期末手当の支給を可能とするものであることとしたものです。この法改正に伴い牟岐町においても本定例議会において「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の制定、及び「関係する条例の一部を改正するもの」として議案提案しました。議員質問の現在の状況等については担当課長から説明させていただきますが、来年度の牟岐町における会計年度任用職員の採用予定についてですが、現時点では協議検討中であり、まだ決まっていませんが、業務に支障をきたさないための必要な職員数の確保が大切となります。基本的には今年度と同数程度の臨時職員が必要と考えますが、財政的負担も考慮しながら、職種等によるフルタイムやパートタイムの勤務体制などを検討し、必要人数を確保していくことになると考えています。よろしくお願いま

す。

一山議長 浜内総務課長。

(浜内総務課長 登壇)

浜内総務課長 私からは、会計年度任用職員制度導入について、町長の答弁の補足としてお答えさせていただきます。議員質問の現在の正規・非正規職員数は本年9月1日現在で正規職員は75名、うち再任用職員は5名です。臨時職員はプール監視などの期間限定職員や戸締まり業務やバス添乗員などの短時間業務なども含めると45人となります。臨時職員で労働時間38時間45分の、いわゆるフルタイムの職員は29名、それより短い労働時間のパートタイム職員が16名です。来年度の採用予定については、町長の答弁にもありましたように、現時点では協議検討中であり決まっていますが、現在、阿南・那賀・海部郡3町の南部地域による人事担当部局におきまして、会計年度任用職員への移行に関して情報共有や内容についての協議を行っています。現状のまま会計年度任用職員に移行しますと財政的負担が大幅に増えることなどから各市町とも大変苦慮しているところであります。人員を削減することも業務に支障をきたすなど、厳しい状況となるため、基本的な考え方として、保育士・看護師・教員などの技術的な職についてはフルタイム、その他、一般事務などの職種についてはパートタイムとして募集していくことが望ましいとの考え方です。今後は現在勤務している職員の現状も考慮しながら来年度からの会計年度任用職員の募集内容を検討していきたいと考えています。フルタイムとパートタイムの処遇等については、基本的に相違はありません。給料は職員の給料表を適用しまして、手当についても期末手当・通勤手当・超過勤務手当など各種手当ではフルタイム・パートタイムとも同様に適用します。また、現在作成中でありまして休日や休暇規則、採用規定、服務規則などについても職員の規則に準じて両職種とも適用する

予定です。ただ、フルタイム・パートタイムの違いとしては加入する保険組合が異なります。フルタイム職員は市町村共済組合、パートタイムは従来どおり社会保険となります。個人の保険料負担額については、ほぼ変わりません。なお、フルタイム職員は共済の退職手当組合への加入となりますので、2年以上連続で勤務した場合は退職手当の受給対象となります。したがって2年目以降については連続した勤務年数により退職手当の支給となります。パートタイム職員については退職手当はありませんが、従来どおりの雇用保険の加入となり退職後は失業保険の受給対象となります。本定例議会において関係条例の制定及び一部改正を提案させていただいていますが、現在関係する規則等についても作成中です。内容については県や他市町村の状況もみながら、その内容について十分協議検討し策定していきたいと思っております。以上です。

一山議長 藤元議員。

藤元議員 本町として、最初の磯焼け対策ですけど、調査はしていないという、そのとおりなのですが、県の方では、かなり綿密な調査をしています。40年程やっていますので、先程言われた海部郡沿岸の栄養塩の調査もやっています、これは明らかに時期にもよりますけど、非常に少なくなっている。先程話しました透明度のところ、透明度が上がるということは、それだけプランクトンとか窒素が少なくなっているということが考えられるそうです。そういうことで、かなりデータを蓄積して、今の磯焼けの対策という面でみると、いろんなヒントを与えてくれていますので、ただ、やっていないと、先程も言いましたように、河川とか山から流れ込んでくる水、これは非常に大事なわけですけども、県もそれはやっていないのです。実は、非常に重要性は凄く協調していますので、ぜひ磯焼け対策を考える場合、それは非常に大事だと思いますので、県の方も調査はできていると思います。水の栄養塩調査というのはできると思いますので、なかなか自然相手ですから、即効果が出るということにはできないと思いますが、データを蓄積して行って、必ずデータを蓄積というのは、将来役立つと思いますので、ぜひ県とも協力して、また、隣の町とも協力して、そこらをぜひやっていただきたいと思っています。任用制度についてのことについては、まだまだハッキリしていないところがあるので、何とも言えないですけど、とにかく今の待遇は、あまりにも前にも指摘しましたけど、あまり良くない。これではなかなか

かやる気が出てこないなという気がしていますので、もちろん、財政のこともありますが、ぜひこれは良い方向で、検討していただけたらというふうに思っていますので、1つだけ、ある程度の調査をやりたいと言っていましたけど、具体的にどういう調査を考えていますか。河川の調査も町としてもやりたいと言っていましたけど、具体的にどのような調査を考えていますか。それだけ再問させていただきます。

一山議長 田中産業課長。

田中産業課長 先程の再問の中で、牟岐川の調査という件ですけど、町の方で実施するには、とても高額な設備がいるということで、どうしても県の水産研究課の方に調査をお願いするようになります。藤元議員がおっしゃっていましたように、私の方で確認して聞いていますところは、調査は沖合の方の調査を実施していきまして、沿岸部の方は実施していないというふうに聞いています。当然、牟岐川に関しても調査の方は実施しておらず、県内の中では、勝浦川から北側、鳴門の方とか沿岸部でワカメとか養殖関係をしているところは、川の調査をしていると聞いています。牟岐町から県の方に調査の依頼していくようになるというのが精一杯だと思います。実際に大学とかでも調査をする機械を持っていないように聞いています。県の方に依頼するようになっています。以上です。